

沿岸広域振興局長告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年10月28日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 丸森権現堂線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 大船渡市大船渡町字茶屋前36番1地先から96番1地先まで
  - (2) 大船渡市大船渡町字茶屋前92番7地先から84番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年10月31日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 平成28年10月28日から同年11月28日まで